

アルコール検知器導入促進助成事業について

会員のアルコール検知器購入に対し、助成を行います。
 助成を希望する場合は、**機器導入前に交付申請**を、**装置導入後に実績報告**を行う必要があります。
 ※4～7月中の機器導入につきましては、7月31日までの事後申請を認めます。

助成対象	市販されている全てのアルコール検知器 *協会が特定の機器を指定・推薦することはありません。
申請期間	令和元年7月1日(月)～令和元年12月20日(金) (交付申請書提出期限)
助成金額	機器価格の1/2 *上限2万円
申請方法	<p>①交付申請 (R1.7.1～R1.12.20) 機器の導入前に交付申請書を提出して下さい。</p> <p>②交付決定及び申請書受理のお知らせ FAXにて通知致しますので、その後、機器を導入して下さい。 ※交付決定を保留する場合もFAXにてその旨通知致します。</p> <p>③実績報告 (～R2.2.28) 交付決定を受けている場合は、機器導入完了後、必要書類を添えて実績報告書を提出して下さい。 交付決定を保留されている場合は、決定後速やかに実績報告書を提出して下さい。 *必要添付書類：領収書の写し *リースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書 *領収書(リース契約書、割賦販売契約書)については、当該 機器導入が特定できる記述が必要です。</p>
注意点	<p>①各期日については厳守となり、いかなる理由があっても例外は認めませんので、計画的に諸手続きを行って下さい。</p> <p>②IT点呼に使用するアルコール検知器に係る助成は、県ト協が行う他の助成事業(安全装置等導入促進助成事業)と重複して申請できません。</p> <p>③申請と異なる導入(装着車両の変更、導入数の減少)を行う場合は、変更届、取下届が必要です。 導入装置の変更がある場合は、取下げ後に再申請が必要です。 導入数の増加がある場合は、その分を新たに交付申請しなければなりません。</p>

令和元年度アルコール検知器導入促進助成事業実施要領

平成31年3月19日

公益社団法人 長崎県トラック協会

1. 助成制度の対象

新たにアルコール検知器を導入した会員事業者で会費の滞納がない事業者

2. 予算

500千円

3. 助成交付額

機器価格の2分の1の額（上限2万円）

4. 助成対象機器

（公社）長崎県トラック協会に所属する会員事業所がアルコール検知器を導入する際に限る。

* Gマーク認定事業者のIT点呼に係るアルコール検知器については、安全装置導入促進助成事業において助成を行う。

5. 実施期間

平成31年4月1日～令和2年2月28日

* 交付申請については12月20日まで、実績報告については2月28日までを期限とする。

* 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は終了する場合がある。

7. 申請様式

様式1「アルコール検知器導入促進助成金交付申請書」を共通様式1「令和元年度助成金交付申請書」に、様式3「アルコール検知器導入助成促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を共通様式2「令和元年度助成金実績報告書（助成金交付請求書）」に代えて申請するものとする。

8. 交付要綱

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱を別に定める。

アルコール検知器導入促進助成金交付要綱

平成18年5月16日制定
平成30年3月19日最終改正
公益社団法人 長崎県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 長崎県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、事故防止を目的にアルコール検知器（以下「機器」という。）を導入する会員事業者に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 飲酒運転防止に効果のあるアルコール検知器とする

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、会員事業者が当該年度に新たに導入する機器に対して、種別に応じて別に定める額を交付する。

ただし、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。

(交付申請)

第4条 会員事業者は、対象機器の基準に応じて共通様式1によるアルコール検知器導入促進助成金交付申請書を事前に協会長に対して提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 県ト協は、前条共通様式1による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、対象機器の基準に応じて共通様式1によるアルコール検知器導入促進助成金交付決定書により会員事業所へ通知する。

2 県ト協は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付申請期限)

第6条 第4条の助成金交付申請期限を実施要領で定める。

(実績報告)

第7条 会員事業者が、機器導入を完了したときは、対象機器の基準に応じて別に定める期日までに共通様式2助成金実績報告書（助成金交付請求書）を県ト協に提出しなければならない。

(実績報告書提出期限)

第8条 前条の実績報告書の提出期限を実施要領で定める。

(助成金交付)

第9条 第7条により請求を受けた場合は、会員事業所に対して助成金を交付する。

(申請の変更・取下)

第10条 交付決定後、申請内容を変更する場合は、様式3の助成事業変更届出書を、申請を取下げる場合は、様式4の助成事業取下届出書を提出しなければならない。

但し、導入する機器を変更する場合は取下げ後新たに交付申請しなければならない。また、導入数の増加がある場合はその分を新たに交付申請しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 長ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(機器の処分制限)

第12条 会員事業者は、交付対象となった機器を装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。
但し、予め県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(導入効果等の報告等)

第13条 助成金の交付を受ける会員事業者は、別に定める調査票に基づき、機器等導入の効果等を県ト協に報告しなければならない。

- 2 助成金の交付を受ける事業者は、県ト協の求めがあった場合、各種調査に可能な限り協力しなければならない。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、別にこれを定める。

附則（平成18年5月16日）

—省略—

附則（平成30年3月19日）

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

令和元年度助成金交付申請書

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

申請にあたっての確認事項（内容をご確認頂き、間違いなければ□に✓を付して下さい）

- 長崎県内の認可営業所で使用する機器及び事業用自動車に装着する機器に対してのみ申請を行います。
- 実績報告期限が令和2年2月28日である事、3月以降の導入分は助成の対象外である事を確認しました。
- その他本助成に係る取扱い事項について、交付要綱等により確認し、了承した上で申請します。

助成金交付要綱に基づき、助成金の交付について以下のとおり申請します。

助成金申請予定額： 円

申込者 (導入事業者)	会社名称		
	代表者の 役職・氏名	(印)	
	会社住所	〒	-
	担当者名		TEL : FAX :

※ 1.該当するものに○を付してください。 2.導入機器毎に作成（申請）してください。

申請助成事業	DR : ドライブレコーダ（連携型・連携型）		
	S : 安全装置（バックアイカメラ・アルコールインターロック・I T点呼用アルコール検知器・側方視野確認支援装置）		
	B : 衝突被害軽減ブレーキ装置 ※車両総重量 3.5t 以上 8t 未満のトラックに助成対象装置を装着した場合		
	A : アルコール検知器		
	H : 血圧計		
	I : アイドリングストップ支援機器（蓄熱マット・エアヒータ・車載バッテリー式冷房装置）		
導入機器	メーカー名：	機器名・型式：	導入台数：
			台
導入完了予定月： 年 月 ※令和2年2月28日までに導入(支払)完了するものが助成対象です。			
導入方法： 買取り ・ リース ・ その他（ ）			

※添付書類：見積書の写し（機器名、型式等がわかるもの）

（以下、協会受付印がある場合のみ有効）

申込者 殿

本助成金の交付申請について、以下のとおり通知致します。

交付決定（令和 年 月 日付 ※助成予定額： 円）
 ※交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはいけません。また、この期間内に当該行為を行った場合、及び協会を脱退（会員待遇停止、除名処分含む）した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。

決定保留（予算超過の為）
 ※後日、決定通知書により交付か不交付かについて通知致します。
 補正予算により交付か不交付か決定する為、通知は年度末となる場合もあります。

機器導入後は、速やかに（1か月以内に）実績報告書を提出して下さい。

公益社団法人 長崎県トラック協会（担当： ）

R1 第 号

請求内訳書

整理 番号	装着車両登録番号 (営業所名)	装着(設置)月	助成金額
1	()	年 月	円
2	()	年 月	円
3	()	年 月	円
4	()	年 月	円
5	()	年 月	円
6	()	年 月	円
7	()	年 月	円
8	()	年 月	円
9	()	年 月	円
10	()	年 月	円
合計			円